

## 日光市職員の服装に関する基準について

令和4年（2022年）10月26日

副市長 上中 哲也

- 1 概要           これまで当市では、節電、健康保持及び業務能率の向上を図ることを目的として、夏季（5月～10月）にクールビズを実施してきた。また、令和3年11月～令和4年4月の期間で軽装勤務（ビジネスカジュアル）を試行実施したところ、職員アンケートの結果において、肯定的な意見が多数をしめたことから、令和4年11月1日から年間を通しての軽装勤務を導入する。

これを受け、性別を問わず、地方公務員の服装の基本は、『お客様に不快感を抱かせない身だしなみ』であることを前提とした、当市職員の服装に関する基準を新たに示すこととする。

- 2 対象者           すべての職員（再任用職員、会計年度任用職員等を含む）

- 3 期間           全期間（4月～3月）

- 4 基準           【基本となる服装】

スーツ（上下）、襟付きシャツ、ネクタイ、ビジネスシューズ

### ⇒ 軽装勤務

- ・上着、ネクタイの省略を認める。
- ・ポロシャツ、襟無しブラウス、バンドカラーシャツ（短い襟）、スクエアテイルシャツ（裾出し用）の着用を認める。
- ・タートルネックの着用を可とする。
- ・カーディガン、セーター、フリース、ベストの着用を可とする。  
なお、トレーナー、パーカー、ジャージは不可。
- ・チノパン着用を可とするが、短パン、ジーンズは不可。
- ・スニーカーの着用を可とするが、サンダルは不可。
- ・なお、色、柄は、市職員という立場から、派手なものは避けること。

※ただし、11月～4月の市議会本会議や式典については、基本となる服装（スーツ、襟付きシャツ、ネクタイ、ビジネスシューズ）とすること。また、同期間において軽装勤務を実施していない自治体・企業も全国的に多いことから、外部への出張などは、必要に応じて基本となる服装とすること。

※作業着は、作業をする際の安全性の向上や汚れ等に対して着用する衣服であることに留意し、市民対応や研修等での着用は避けること。

※消防職員については、活動服等の消防・救助活動に効果的な服装での勤務を認める。ただし、襟の無いシャツ（ブラウスを除く）での市民対応や研修参加等は避けること。

■別表

基本の服装	着用ルール	軽装勤務
ス ー ツ  上 ・ 下	上着の省略	○
	カーディガン・セーター・フリース・ベストの着用	○
	トレーナー・パーカー・ジャージの着用	×
	チノパンの着用	○
	短パン・ジーンズの着用	×
ネクタイ	ネクタイの省略	○
襟付きシャツ	ポロシャツの着用	○
	襟無しブラウスの着用	○
	バンドカラーシャツ（短い襟）の着用	○
	スクエアテイルシャツ（裾出し用）の裾出し	○
	タートルネックの着用	○
ビジネス シューズ	スニーカー	○
	サンダル	×